

一般社団法人 Healthcare BCP コンソーシアム 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人 Healthcare BCP コンソーシアム と称する。別称は、災害時福祉・医療機能存続事業連合体とし、HBC と略す。

(理 念)

第2条 異なる視点や専門知識をもつ複数の組織の参加により、単独では発想できない戦略・対策を創出し、実効的な BCP 体制を構築する事で、日本の災害医療の先駆けとなる。

(事務所)

第3条 本法人は、主たる事務所を東京都中野区中野二丁目2番3号に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本法人は、次のことを目的とする。

1. 医療機関だけでなく、食料や医薬品をはじめとする様々な物資のサプライチェーン・マネジメントの整備、支援のための情報システムの構築・独立電源の確保・インフラ整備等、他組織と共同した BCP 体制の構築を進めること。
2. 2020年にオリンピックが開催され、国際的にも注目度が高い東京都から BCP の策定を進めること。
3. 本コンソーシアムで蓄積したノウハウを元に、他地域への日本版 BCP モデルの展開を行うこと。

(事 業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 多様な組織の参加の推進
2. 実効的な BCP 体制の構築
3. 他地域への日本版 BCP モデルの展開
4. 会員同士の相互交流による研究、製品等開発支援

第3章 会 員

(会員の資格および構成員)

第6条 本法人は、以下の会員によって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員：本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した個人、または団体。

2. 賛助会員：本法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助するために所定の入会手続きにより入会した個人、または団体。

(会員資格の取得)

第7条 本法人に入会しようとする者は、本法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

2 所定の書面で申し込んだ事項を変更した場合には、速やかに別に定める変更届出を理事長に提出するものとする。

(会費等)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項に定める会費のうち、正会員の年会費については、一般法人法第27条に規定する経費とする。

3 納入済みの会費等は、いかなる理由をもってしても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

(除名)

第10条 本法人の会員が、本法人の名誉を毀損し、若しくは本法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその会員を除名することができる。ただし、この場合当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
3. 正当な理由なく、2年以上会費を滞納したとき。
4. 総社員の同意があったとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

1. 理事および監事の選任または解任
2. 理事および監事の報酬等の額の決定
3. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
4. 定款の変更
5. 会員の除名
6. 解散および残余財産の処分
7. その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時総会を必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(委任状による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。2 前項の規定における第19条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任

3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
2. 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選出)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があると認められる場合は、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令および本法人の定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事および事務局に対して事業の報告を求め、本法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任

者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、正会員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任免除)

第28条 本法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する役員（役員であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長の選定および解職
4. 社員総会の開催の日時及び場所並に社員総会の目的である事項の決定
5. 規則等内規の制定、変更及び廃止
6. その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第31条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とし、通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招

集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 基 金

(基金の抛出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第8章 会 計

(会 計)

第37条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第38条 本法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事会の決議を経て、その後の総会に報告しなければならない。

(事業報告および決算)

第39条 本法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号から第5号までの書類については、承認を得なければならない。

1. 事業報告

2. 貸借対照表
3. 損益計算書（正味財産増減計算書）
4. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
5. 財産目録

2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

（剰余金の不分配）

第40条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更および解散等

（定款の変更）

第41条 本法人の定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 本法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第43条 本法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

（委員会の設置）

第44条 本法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議をもって委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員については、会員および学識経験者等の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

（事務局の設置）

第45条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の構成および運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

第13章 附 則

(定款の施行)

第47条 この定款は、本法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第48条 本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 本法人の設立時の代表理事、理事および監事は次のとおりとする。

設立時理事 有賀 徹 (代表理事)

設立時理事 坂本 哲也

設立時理事 中尾 博之

設立時監事 野口 英一

(設立時社員の氏名または名称および住所)

第50条 設立時社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

住所 省略

設立時社員 有賀 徹

住所 省略

設立時社員 坂本 哲也

住所 省略

設立時社員 中尾 博之

住所 省略

設立時社員 野口 英一

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関して必要な事項は、定款施行細則により定める。

2 定款施行細則に定めのない事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。